

## ヘルパーステーション女満別ドリーム苑運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人女満別福祉会が開設するヘルパーステーション女満別ドリーム苑（以下「事業所」という。）が行う基準該当居宅サービス（基準該当訪問介護及び基準該当第1号訪問型サービス）（以下、「訪問介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、事業所の訪問介護職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問介護等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般のわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ヘルパーステーション女満別ドリーム苑
- 二 所在地 網走郡大空町女満別西4条5丁目4番10号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤、兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 サービス提供責任者 大空町が規定する員数以上  
サービス提供責任者は、訪問介護等の介護計画の作成、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行う。
- 三 訪問介護員等 大空町が規定する員数以上  
訪問介護員等は、訪問介護等の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日とするが、12月31日から1月3日までを除く。  
ただし、緊急性又は必要性が認められる場合は上記以外にサービスを提供できるものとする。
- 二 営業時間 午前8時15分から午後5時45分までとする。ただし、緊急性又は必要性が認められる場合は、上記以外の時間にサービスを提供できるものとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護等の内容)

第6条 訪問介護等の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 三 通院等乗降介助

(利用料等)

第7条 訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、市町村から交付される介護保険負担割合証に記された割合の額とする。

2 第8条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等に要した交通費は、次の額とする。

- 一 事業所から片道25キロメートル未満 500円
- 二 事業所から片道25キロメートル以上 800円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大空町女満別の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護等の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを大空町に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

**第12条** 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

附 則

この規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。（規程制定）

この規程は、令和 6年10月 1日から施行する。（一部変更）